## 令和7年度美作市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項に基づ き、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対する 需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資す ることを目的とする。

## 1 適用範囲

この方針は、本市の全行政組織を対象とする。

### 2 調達の対象となる障がい者就労施設等及び物品等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる障が い者就労施設等とする。また、対象となる物品等は、次のとおりとする。

- ア 物品(事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他)
- イ 役務(印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲 食店等の運営、その他)

#### 3 調達推進の実施

- (1) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、庁内での情報共有を図るものとする。
- (2) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を取りまとめたときには、各部局への提供のほか、本市ホームページへの掲載を行うことで、障がい者就労施設等が供給する物品等の本市及び本市以外からの受注に資するものとする。
- (3) 障がい者就労施設等に対し、法の趣旨及び本方針の内容等を周知し、本市が調達しやすいような物品等の提供体制の確保に努めるよう促すものとする。
- (4) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約 の方法による場合については、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保 に留意するものとする。

# 4 調達の目標

令和7年度の物品等の調達の目標は、前年度の実績額を上回ることとする。

#### 5 進行管理等

進行管理等は保健福祉部福祉政策課とし、年度終了後、各部局等における調達の 実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。また、次年度の調達方針に反 映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めるものとす る。